

石川県公報

平成31年2月12日

第13180号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示				
○国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令並びに石川県国民健康保険条例に規定する知事が定める数	(医療対策課)	1	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	2
○県道の区域の変更	(道路整備課)	1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同)	3
○県道の供用の開始	(同)	2	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	3
公 告			水道用水供給事業(土木部)	
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	2		○政府調達に関する協定に係る入札公告	4

告 示

石川県告示第44号

国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。)第10条第1項、第16条第1項及び第25条第1項並びに石川県国民健康保険条例(平成29年石川県条例第39号。以下「条例」という。)第10条、第12条、第15条、第16条、第19条、第20条及び第23条に規定する知事が定める数は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数とし、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

項 目	数
省令第10条第1項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	0.9218004848356
省令第16条第1項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999987717
省令第25条第1項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.99999996998
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.9712123178063
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9731913734773
条例第19条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第20条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	1.0152012832217
条例第23条の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

石川県告示第45号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成31年2月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成31年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の 縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
松任宇ノ気線	河北郡内灘町字室へ25番5地先から 河北郡内灘町字室ハ41番3地先まで	旧	8.15～9.51	169.5	津幡土木 事務所 維持管理課
		新	8.29～12.13	169.5	
七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字川島イ100番1地先から 鳳珠郡穴水町字川島ヨ5番9地先まで	旧	7.85～8.18	97.1	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	7.85～36.70	97.1	

石川県告示第46号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成31年2月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成31年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
松任宇ノ気線	河北郡内灘町字室へ25番5地先から 河北郡内灘町字室ハ41番3地先まで	平成31年2月12日	津幡土木 事務所 維持管理課

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成31年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日
平成31年1月19日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ニット
- 代表者の氏名
加納 央
- 主たる事務所の所在地
金沢市米泉町8丁目38番地
- 定款に記載された目的

この法人は、認知症等により生活のしづらさを抱えた方たちやその家族、及び地域住民に対して、介護等の福祉・医療サービスに関する事業や認知症等の研修・啓発・相談事業を行い、生活のしづらさを抱えていても、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けていくことができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成31年2月13日から同年3月13日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知

事となる。)、計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
天坂・久田地区	県営ほ場整備事業 (機構関連型)	県営土地改良事業計画書の写し	能登町農林水産課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成31年2月13日から同年3月13日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
五十里・黒川地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	能登町農林水産課

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成31年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
羽咋郡志賀町高浜町ネ101番1から101番7まで、103番1、103番6から103番22まで、農道の無籍地の一部	道路 羽咋郡志賀町高浜町ネ101番5、101番7、103番20から103番22まで、農道の無籍地の一部	羽咋郡志賀町末吉千古 1番地1
羽咋郡志賀町高浜町ク19番1から19番4まで、農道の無籍地の一部	羽咋郡志賀町高浜町ク19番3、農道の無籍地の一部	志賀町長 小泉 勝
羽咋郡志賀町高浜町ヤ215番2地先農道の無籍地の一部	羽咋郡志賀町高浜町ヤ215番2地先農道の無籍地の一部	
	公園 羽咋郡志賀町高浜町ネ103番1	
	緑地 羽咋郡志賀町高浜町ネ101番4、103番19	

水道用水供給事業（土木部）

石川県企業公告第2号

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成31年2月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び予定数量

水道用ポリ塩化アルミニウム（JWWA K-154:2016 塩基度57パーセントから65パーセントまでとする。）
1,110,000キログラム

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 納入場所

石川県手取川水道事務所

(5) 入札方法

入札金額は、1キログラム当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成30年石川県告示第145号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、5(8)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を指定した日時及び場所に確実に納入できることを証明する書類を平成31年3月4日（月）午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-2115 白山市白山町336番地

石川県手取川水道事務所庶務課 電話番号 076-273-1305

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成31年3月25日(月)午後5時(郵送の場合は、速達・書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成31年3月26日(火)午前11時

石川県手取川水道事務所大会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 公告の無効

この公告は、1(1)に係る予算の議案が県議会で議決されないときは、無効となる。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の申請書の配布場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ

電話番号 076-225-1262

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Poly aluminum chloride for waterworks (JWWA K-154:2016)

About 1,110,000kg

(2) Delivery period

From 1 April 2019 through 31 March 2020

(3) Delivery place

Tedori River Waterworks Management Office Ishikawa Prefectural Government

(4) Time limit of tender

5:00 p.m. 25 March 2019

(5) Contact point for the notice

General Affairs Division Tedori River Waterworks Management Office Ishikawa Prefectural Government
336 Shirayama-machi Hakusan 920-2115 Japan TEL 076-273-1305

